

北秋田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)に対する
意見及び市の考え方について

1 意見募集(パブリックコメント)の概要

意見募集期間：令和2年12月28日(月)～令和3年1月26日(火)

提出意見数：1通 2件

2 意見の種別と対応状況

種別・対応状況	件数
1 意見を反映し、素案を修正したもの	0件
2 素案に意見の趣旨が反映されており、素案のとおりとするもの	1件
3 その他、意見・要望として受けたもの	1件
合計	2件

3 提出された意見及び市の考え方

次ページのとおり

No	対応状況	意見等	市の考え方
1	2	<p>私の世帯は現在介護サービスを利用していませんので、介護保険料について意見を述べさせていただきます。</p> <p>介護保険料の支払いが始まるのは65歳から。この年齢はほとんどの方が年金生活になっていると思います。年金の受取額はほとんど変わらないか幾分目減りしているうえに、消費税は食料品以外10%です。世帯でみると夫・妻とそれぞれ支払うので介護保険料が生活費にくい込んでいます。</p> <p>広報には介護保険料5期から6期は6段階区分から9段階区分で低所得者に配慮した保険料とのことでこの時は負担が少なくなり安堵しました。しかし7期は同様の記述(低所得者に配慮)でしたが全ての段階で値上がりし配慮は感じられませんでした。1月6日付の「北鹿新聞」に8期は7期と同額の方針もあるとのこと。介護保険料を上げない方向で検討をお願いします。</p>	<p>介護給付・予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費(国・秋田県・北秋田市)、残り50%を第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料で賄うこととなっております。また、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率により3年ごとに決定され、令和3年度～令和5年度の期間はそれぞれ23%、27%となっております。</p> <p>第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、当市の高齢者人口の推移、要介護度別認定者数、サービス利用者数、サービス量及び給付費等見込額にもとづき、保険料基準額を算定しております。(素案P83～P84参照)</p> <p>第8期介護保険事業計画策定にあたり、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる試算では、保険料基準額が7,082円程度と試算されており、また、令和3年4月より介護報酬の0.70%のプラス改定が発表されたところですが、介護保険財政調整基金の活用により第7期介護保険事業計画と同額の保険料負担をお願いしたいと考えております。</p> <p>また、第6期介護保険事業計画より、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から保険料段階の見直しが行われ、国が示す標準段階である9段階としております。第8期介護保険事業計画でも9段階を基本とし、更に第2段階と第3段階につきましては、引き続き低所得者に配慮した市独自の軽減措置を講じた割合とすることとしております。</p>
2	3	<p>広報で「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」パブリックコメントの募集とだけありましたが、新聞に書かれた内容ぐらいは示してほしいです。またパブリックコメントでなく日本語でお願いします。若い人数人にパブリックコメントの意味が分かるか聞きましたが「わからない」「ネットで調べたら？」という答えが返ってきました。まして高齢者にはわかりづらいです。</p>	<p>広報誌での掲載や表現等につきましては、より分かりやすい内容となるよう努めます。</p>

- <対応状況の見方>
- 1 意見を反映し、素案を修正したもの
 - 2 素案に意見の趣旨が反映されており、素案のとおりとするもの
 - 3 その他、意見・要望として受けたもの